

公示番号：19a00247

国名：ザンビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：ファームブロック開発計画策定プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：環境社会配慮
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月下旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月30日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年11月12日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種調査
対象国／類似地域	ザンビア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ザンビア政府は、「第7次国家開発計画（2017-2021）」において、鉱業に過度に依存しない経済の実現のため「経済の多様化と雇用創出」を施策として掲げ、農業を重点セクターの一つとしている。ザンビアの農業セクターは、耕作可能地の8割以上が未利用であり、南部アフリカ地域の水資源の約4割が存在するなど、生産のポテンシャルが十分にある。その一方で、農業セクターのGDPへの貢献は約1割に過ぎず、効率的で競争力があり持続可能な農業セクターの実現が必要とされている。

このような中、ザンビア政府は、農業セクターの主要な政策の一つとして、2002年よりファームブロック（FB）の開発を進めている。FBとは、大規模資本による農業投資の加速と貧困削減を目的とし、10万haの農地を政府が用意し、1,000ha～1万ha規模の企業と、中・小規模契約農家を誘致するものである。現在は全国10か所のFBで実施もしくは検討が進んでいるものの、いまだに中核となる民間企業（コア投資家）の誘致と中・小規模の契約農家の割当が完了したサイトは存在しない。

このような状況を踏まえ、ザンビア政府は、民間投資を誘致し中・小規模農家にも裨益するようなFBの開発計画を策定するために、我が国に対し開発調査型技術協力プロジェクトを要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、ザンビア側関係機関との協議・現地調査を通じ、協力要請の背景及び内容の確認、必要な情報・資料の収集・分析を行い、協力計画を策定し、本プロジェクト実施にかかる合意文書（M/M）締結を行うものである。なお、現時点では3か所のFB（Luswishi, Solwezi, Kalumuwange）を調査対象候補としており、本調査実施中に対象FBを確定する予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本プロジェクトはJICA環境社会配慮ガイドライン上、カテゴリ-Aに分類されることに留意する。また、本業務従事者は、他業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2019年11月下旬）
  - ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
  - ②ザンビア国関係機関（農業省、土地・自然資源省、ザンビア開発機構、ザンビ

ア環境管理機構、民間企業、農家・住民、その他）及び他ドナー（アフリカ開発銀行等）等から収集すべき調査項目を検討し、必要に応じ、関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。

③対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年12月上旬～12月下旬）

①JICA ザンビア事務所等との打合せに参加し、調査の内容や留意点について協議・確認する。

② ザンビア側関係機関との協議及び現地踏査に参加する。

③ 調査対象候補となる FB について、以下の項目を中心に担当分野にかかる調査を行い、教訓や課題も含めて整理する。

ア) FBにおける土地の割当および入植状況

イ) 関連するステークホルダーの特定、ステークホルダーミーティングの実施体制

ウ) 開発・企業進出・入植が進んでいるFBについて、対応済みの環境社会配慮事項や、存在する課題とその対応状況

エ) 開発・企業進出・入植が進んでいないFBについて、潜在的な環境社会配慮事項の特定

オ) 州レベル及び郡レベルによる利害調整の関与状況

カ) 伝統的焼畑農業に伴う環境社会配慮事項

④ JICA 環境社会配慮ガイドラインによるカテゴリー分類（A 想定）に基づく以下の項目の検討を行う。

ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査

イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成

ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成

⑤ 現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、TOR 案に反映する。

⑥ 上記①～⑤の結果を踏まえ、他団員と協力して、本プロジェクトの協力枠組み（調査内容、調査対象地域、調査実施工程、実施運営体制、再委託等）、開発計画のアウトライン・目次案を検討・提案する。

⑦ 担当分野に係る R/D(Record of Discussions)案及び M/M(Minutes of Meetings)案の作成に協力する

⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ザンビア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2019年12月下旬～2020年2月中旬）

①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。

②事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

③帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

⑤情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）を作成する。

⑥環境社会配慮の TOR 案を作成する。

⑦担当分野の調査結果を補足するための説明用資料を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書（和文 3 部）

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）、情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）、環境社会配慮の TOR 案（和文）を添付し、2020 年 2 月 18 日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ルサカ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2019 年 12 月 1 日～12 月 21 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始し、本業務従事者より 1 週間前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 地域総合開発（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 営農（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 環境社会配慮（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICA ザンビア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

オ) 執務スペースの提供

なし

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料本業務に関する以下の資料を、JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409) より配布します。
  - ・本プロジェクト要請書
  - ・「サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査」インテリムレポート (2019年8月)
  - ・その他関連資料
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール:
    - ・タイトル:「配布依頼:情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文:以下の同意文を含めてください。「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上